

仕 様 書

1 業務内容

PR用懸垂幕及び横断幕の製作

2 発注資材

- (1) 懸垂幕
- (2) 横断幕

3 材質

- ・幕の材質は、ターポリン（0.39mm厚）
- ・ロープは、クレモナロープ（φ6mm）とし、別途指定する長さを確保するもの

4 規格（製作枚数等詳細は別紙1のとおり）

(1) 懸垂幕

- (A) H 10.0m × W 1.0m
- (B) H 8.0m × W 1.0m

(2) 横断幕

- H 1.0m × W 10.0m

5 加工（イメージは、別紙2のとおり）

(1) 懸垂幕

- ・二つ折
- ・周囲ロープ縫込縫製
- ・懸垂幕の上下に袋縫い加工し、懸垂幕用ポール（スチール製φ25mm）を入れること
- ・懸垂幕用ポールを挿入する箇所については、二重に縫付け補強すること
- ・ハトメ（#25）は、約1m間隔で左右に設けること
 - (A) 左右 11カ所 計 22個
 - (B) 左右 9カ所 計 18個

(2) 横断幕

- ・二つ折
- ・周囲ロープ縫込縫製
- ・ハトメ（#25）は、約1m間隔で左右に設けること
上下 11カ所 計 22個

6 付属品

- (1) 懸垂幕

- ・クレモナロープ（6mm）4本 各5m
- (2) 横断幕
 - ・クレモナロープ（6mm）2本 各20m

7 デザイン及び内容

- ・別紙3-1及び3-2のベースにAIで制作し、レイアウト調整
- ・データは発注者から提供
- ・懸垂幕、横断幕共にフルカラー刷り

8 納品について

- (1) 納品先 別紙1にある県内9箇所
- (2) 納品期限 令和5年5月31日（水）

9 著作権について

別記「著作権等取扱特記事項」による

10 暴力団等による不当介入に対する対応

本業務を遂行するにあたり、暴力団関係者等から不当介入があった場合の対応については、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は岐阜県の入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、実行委員会に履行機関の延長を請求することができる。

11 その他

- (1) デザインについては、発注者と後日打ち合わせを必要とする。5回程度の校正を想定している。
- (2) 契約金額には、制作費のほか、発送等すべての費用を含むものとする。
- (3) 校了後、完成データ（AIデータ及びPDFデータ）を納入すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、発注者と協議し決定すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の遂行にあたり、変更又は不測の事態が発生した際は、直ちに発注者に報告し、協議すること。

PR用懸垂幕・横断幕 納品先一覧

別紙1

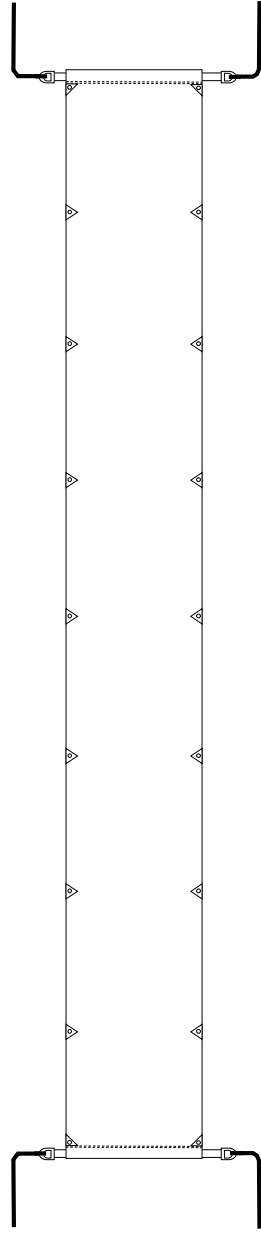
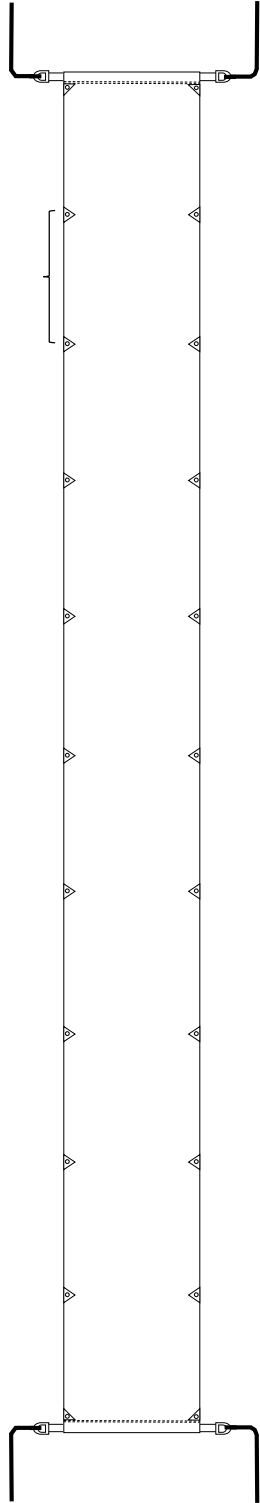
No.	総合庁舎名	住所	懸垂幕		横断幕
			規格A	規格B	-
			H 10.0m×W 1.0m	H 8.0m×W 1.0m	H 1.0m×W 10.0m
1	西濃総合庁舎	大垣市江崎町422-3	1		
2	揖斐総合庁舎	揖斐郡揖斐川町上南方1-1	1		
3	可茂総合庁舎	美濃加茂市古井町下古井2610-1	1		
4	中濃総合庁舎	美濃市生櫛1612-2	1		
5	郡上総合庁舎	郡上市八幡町初音1727-2		1	
6	東濃西部総合庁舎	多治見市上野町5-68-1	1		
7	恵那総合庁舎	恵那市長島町正家後田1067-71			1
8	飛騨総合庁舎	高山市上岡本町7-468	1		
9	下呂総合庁舎	下呂市萩原町羽根2605-1	1		
	合計		7	1	1

懸垂幕・横断幕 加工イメージ

(A)
H10.0m×W1.0m

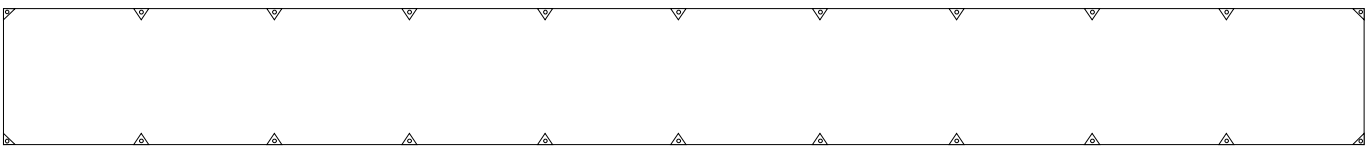
(B)
H8.0m×W1.0m

1m間隔



H1.0m×W10.0m

1m間隔



※現時点での案であり、今後変更の可能性あり



懸垂幕 デザイン 規格B (H8.0m×W1.0m)

1枚

※現時点での案であり、今後変更の可能性あり



横断幕 デザイン (H1.0m×W10.0m) 計1枚

別紙3-2

※現時点での案であり、今後変更の可能性あり



著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本件業務に係る成果物（以下「本件成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 本件成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 本件成果物の作成のために受託者が提供した原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 イラスト
- 3 前2項に関し、次のいずれかの者に本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「本件成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、本件成果物等が著作物に該当する場合において、本件成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、本件成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(本件成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、本件成果物等の電子データが入った納入物（CD-RまたはDVD-R）を本件成果物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の本件成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、本件成果物の引渡し時に発注者に移転する。